

羽曳野労働基準監督署発表
令和7年9月29日

【照会先】
羽曳野労働基準監督署
電話
072-942-1308

最低賃金法違反の疑いで書類送検 (2か月分の賃金不払の疑い)

令和7年9月29日、羽曳野労働基準監督署（署長 なかむら 中村 なおき 直樹）は、下記の被疑者を最低賃金法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

個人事業主A（以下「被疑者A」という。）

所在地：大阪府河内長野市西之山町

事業内容：小売業

2 違反条反等

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）

最低賃金法第40条（罰則）

3 事件の概要

被疑者Aは、労働者2名に対する令和6年10月分及び同年11月分の賃金並びに労働者1名に対する令和6年12月分及び令和7年1月分の賃金を、所定支払日に全額支払わず、このことによって、最低賃金法で定める大阪府最低賃金額以上の賃金を支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

(1) 大阪府最低賃金

1時間1,114円（令和6年10月1日からの適用額）

(2) 適用法条文

別紙のとおり。

適用法条文

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2～4 (略)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。